

# 通所リハビリテーション（1時間以上2時間未満）について

（令和6年6月1日現在）

## 1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証及び介護保険負担割合証を確認させていただきます。

## 2. 利用料金

介護保険のサービスを利用した場合は、原則としてサービス費用の1割、2割または3割を利用者が負担して、残りの9割、8割または7割は介護保険から給付されます。

介護保険負担割合証の提示が必要です。

### （1）基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1月当たりの自己負担分です。

※提示は1割負担の場合

※送迎・食事・入浴などのサービスは含まれません。

要介護1	357円/回
要介護2	388円/回
要介護3	415円/回
要介護4	445円/回
要介護5	475円/回

要支援1	2,268円/月
要支援2	4,228円/月
自費利用	2,800円/日

### （2）加算料金（※印のついたものは対象者の方のみ加算されます）

理学療法士等体制強化加算	30円/日		
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 22円/回	(Ⅱ) 18円/回	(Ⅲ) 6円/回
サービス提供体制強化加算 (要支援の方)	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)
	要支援①88円/月	要支援①72円/月	要支援①24円/月
	要支援②176円/月	要支援②144円/月	要支援②48円/月
科学的介護推進体制加算	40円/月		
※短期集中個別 リハビリテーション実施加算	退院・退所後より3月以内 110円/日		
※口腔機能向上加算	150円/回 (月2回を限度、要支援の方は月1回)		
※若年性認知症利用者受入加算	60円/日		
※リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ	開始した月より6ヶ月以内	560円/月	
	開始した月より6ヶ月超	240円/月	
※リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ	開始した月より6ヶ月以内	593円/月	
	開始した月より6ヶ月超	273円/月	
※リハビリテーションマネジメント加算 (B) ハ	開始した月より6ヶ月以内	830円/月	
	開始した月より6ヶ月超	510円/月	

※生活行為リハビリテーション加算	開始した月より6ヶ月以内	1,250円/月
※認知症短期集中リハビリ テーション実施加算	(I) 240円/回 (週2日を限度)	
	(II) 1,920円/月	
事業所評価加算		120円/月
※運動機能向上加算 (要支援の方)		225円/月
※若年性認知症利用者受入加算		240円/月
介護職員等処遇改善加算 (IV)		所定単位×53/1000

(3) その他の料金 (実費)

- ・その他：紙オムツ類 (別紙金額一覧表参照)

処理料 (紙パンツ等・パット等、持ち込みのものを処理した場合) 30円

(4) 支払い方法

- ・前記 (1) (2) (3) の料金・費用は1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、翌月15日までに下記方法にてお支払いください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関は郵便局及び、山口銀行各支店

イ. 窓口での現金支払い

基本的には金融機関口座からの自動引き落としとさせていただきますが、月途中での一時中止又は、終了時には窓口で、終了日分までを現金にてお支払いいただきます。